

番号：160648

国名：パレスチナ

担当：産業開発・公共政策部民間セクターグループ第二チーム

案件名：ジェリコ農産加工団地運営・サービス機能強化プロジェクト終了時評価調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2016年10月下旬から2016年12月下旬頃まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.77M/M、合計 1.27M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	23日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：正1部、写1部
- (2) 見積書提出部数：正1部、写1部
- (3) 提出期限：9月28日(12時まで)
- (4) 提出場所：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.htm))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年10月11日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	産業開発分野にかかる各種評価調査
対象国／類似地域	パレスチナ／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

パレスチナでは経済インフラの未整備とイスラエルを経由するために生じる物流の制約のために経済開発が進まない状況にある。特に製造業の停滞は著しく、パレスチナの経済的な自立の観点から、また高い失業率を緩和する雇用創出の観点からも地場製造業の育成は優先度の高い課題である。パレスチナ自治政府は産業振興のために工業団地を整備するアプローチによって、特定地区にインフラ、物流、諸制度を整備して内外の企業を誘致し、事業拡大を支援し、経済開発を促進する取り組みを進めている。

パレスチナ自治政府の要請を受け、日本政府は「平和と繁栄の回廊」構想（注1）の中核事業であるジェリコ農産加工団地（Jericho Agro-Industrial Park：以下、「JAIP」という）ほかの開発・運営を担うパレスチナ工業団地・フリーゾーン庁（Palestinian Industrial Estates and Free Zones Authority：以下、「PIEFZA」という）の能力開発を目的とした「ジェリコ農産加工団地のためのPIEFZA機能強化」プロジェクトを、2010年9月から2年半に亘り実施した。同プロジェクトではJAIP開発を担う民間開発業者（以下、「ディベロッパー」という）の選定、

開発第一期に必要なインフラの整備、入居企業誘致のための奨励施策や入居後のサービスを取り纏めたインセンティブ・パッケージの具体化等に対する支援を実施した。

同プロジェクトの成果を踏まえ、パレスチナ自治政府の要請を受け、PIEFZAのJAIP開発・運営に関するより具体的な実務能力の強化を目的とした「ジェリコ農産加工団地運営・サービス機能強化プロジェクト」（以下、本プロジェクト）を2014年3月より実施している。

本プロジェクトでは、①ワンストップサービス及びロジスティクス、②ビジネス開発サービス、③資金サービス、④JAIP運営管理の4分野においてPIEFZAの能力強化を支援してきた。JAIPの開発に関しては、これまでに（2016年5月末時点）、37社がJAIP入居契約を締結し、うち2社が操業を開始している。

今回実施する終了時評価は、2017年3月の本プロジェクトの終了を控え、これまでのプロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、今後、プロジェクト終了まで及びプロジェクト終了後の活動に対する提言及びJICAによる今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ・情報を収集・整理した上で分析を行う。また、これら調査、情報収集、分析結果に基づき、合同評価報告書（案）を作成する。なお、JICA 事業評価ガイドラインは以下から取得可能。

<http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/>

具体的担当事項は次のとおりとする。

[評価分析]

(1) 国内準備期間（2016年10月下旬～2016年10月下旬）

- ア 既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、合同調整委員会（JCC）議事録、活動実績資料等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理・分析する。
- イ 既存のPDM（Project Design Matrix）に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目、データ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ウ 評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P、その他相手国側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（案）（英文）を作成する。
- エ 調査団事前打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣(2016年10月下旬-2016年11月中旬)

- ア JICA パレスチナ事務所等との打合せに参加する。
- イ プロジェクト関係者に対して、本終了時評価の評価手法について説明を行う。
- ウ C/P と評価グリッドに基づき協議を行うとともに、プロジェクト関係者から質問票に対する回答を回収する。また、プロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセス等に係る情報、データの収集・整理を行う。
- エ 収集した情報・データを分析し、プロジェクト成果発現に向けての貢献及び阻害要因を抽出する。
- オ 国内準備作業並びに上記(2)ウ及びエで得られた結果をもとに、他の調査団員及びC/P等と共に評価5項目の観点から評価を行い、合同評価報告書(案)(英文)の取りまとめを行う。
- カ 合同評価報告書(案)に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。必要に応じて、同報告書の内容等につき関係者に対して説明を実施する。
- キ 協議記事録(M/M)案(英文)の作成に協力する。
- ク 担当分野に係る現地調査結果をJICAパレスチナ事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間(2016年11月中旬-2016年11月下旬)

- ア 評価結果要約表(案)(和文・英文)の作成に協力する。
- イ 担当分野の調査結果を取りまとめ、終了時評価調査報告書(案)(和文)の作成に協力する。
- ウ 帰国報告会に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(1)～(3)のすべてとし、電子データで提出する。

- (1) 合同評価報告書(英文)(終了時調査評価 協議記事録M/M)
- (2) 評価結果要約表(案)(和文・英文)
- (3) 終了時評価調査報告書(案)(和文)
- (4) 面談記録

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上してください)
航空経路は、日本⇒テルアビブ(イスラエル)⇒日本を標準とします。

- (2) 戦争特約保険料

災害補償経費(戦争特約経費分のみ)の計上を認めます。「コンサルタント等契約などにおける災害補償保険(戦争特約)について」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html>)を参照願います。

- (3) 一般管理費等の上限加算

本業務の対象地域は治安面で十分安定しているとは言い難い地域であり、通常とは異なる環境下での特殊な業務が必要です。このため、一般管理費等について10%を上限として加算計上することができます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は、以下の期間を予定しています。

2016年10月28日-2016年11月19日

JICA職員の現地調査期間は2016年11月4日-2016年11月19日を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 協力企画 (JICA)

ウ) 評価分析 (コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICAパレスチナ事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供 (JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することになります。)

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ、専門家及びC/Pの同行

カ) 執務スペースの提供

JICAパレスチナオフィス (ラマラフィールド事務所) 内の執務スペース提供 (ネット環境完備)

(2) 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。

(3) 参考資料

① 案件情報

案件の概要は、ウェブサイト上で公開されています。

<http://www.jica.go.jp/project/palestine/004/outline/index.html>

<http://www.jica.go.jp/oda/project/1300452/index.html>

<http://gweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/11964ab4b26187f649256bf300087d03/304037b48fa2c6d149257c5b0079e871?openDocument>

② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

ジェリコ農産加工団地のためのPIEFZA機能強化プロジェクト

プロジェクト事業完了報告書

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12110920.pdf>

ジェリコ農産加工団地開業促進に係る情報収集・確認調査

調査報告書

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12147682.pdf>

- ③本業務に関する以下の資料を、JICA産業開発・公共政策部民間セクターグループ第二チーム（担当者：鈴木、メールアドレス：Suzuki.Momoko@jica.go.jp、Tel.03-5226-8055）で配布します。
- ・ PDM（最新版）
 - ・ プロジェクト事業進捗報告書（I～III）
 - ・ 中間レビュー調査報告書（案）

（3）その他

- ① 産業開発分野における各種調査の業務経験があることが望ましい。
- ② 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ③ 現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAパレスチナ事務所において十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のため関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に本業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口又はJICA担当者に速やかに相談してください。

以上